

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 3-1)

1	就労移行支援	1
2	就労継続支援 A 型	2
3	就労継続支援 B 型	3

平成 21 年 5 月 11 日 (月)
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

1 就労移行支援

【就労移行支援体制加算】

問 1

多機能型事業所を実施している場合、就労移行支援体制加算算定時の分母となる利用定員はどうするのか。(例：就労移行支援 10 名、就労継続支援 B 型 10 名、生活介護 10 名、計 30 名の多機能型事業所)

(答) 各対象事業における利用定員を分母とし、定着者について、それぞれ加算の可否を判断する。

(この場合、就労移行支援 (10 名) に対する定着者、就労継続支援 B 型 (10 名) に対する定着者についてそれぞれ算定を行い、加算要件を満たした事業に加算。)

【就労移行支援体制加算】

問 2

前年度が旧法施設であり、今年度に多機能型事業所に移行した場合で、前年度実績 (及び前々年度実績 (就労移行支援の場合)) は、当該加算の対象事業にそれぞれ加算するのか。(例：就労移行支援、就労継続支援 B 型、生活介護実施の多機能型事業所)

(答) お見込みのとおり。当該加算算定に際し、前年度 (及び前々年度 (就労移行支援事業の場合)) が旧法施設の場合の実績については、新体系事業 (就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型) に引き継ぐことが可能であるが、多機能型の場合、旧法施設の実績を分けることは困難であるため、当該加算に該当する事業に対し、旧法施設における実績を算定要件に応じて、それぞれ加算を行う。

(この場合、就労移行支援及び就労継続支援 B 型につき、旧法施設での実績を各事業の算定要件に応じてそれぞれ加算。)

【就労移行支援体制加算】

問 3

就労移行支援の利用者が就労継続支援 A 型に移行した場合でも、加算対象とするのか。

(答) 就労移行支援から就労継続支援 A 型へ移行した者が一定期間定着しても加算対象となる。ただし、同一法人内での移行の場合は加算対象とならない。

2 就労継続支援A型

【重度者支援体制加算】

問1

多機能型事業所を実施している場合、重度者支援体制加算算定時の分母となる利用定員はどうするのか。(例：就労継続支援A型(10名)、就労継続支援B型(10名)、生活介護(10名)、計30名の多機能型事業所)

(答) 各対象事業における利用定員を分母とし、障害基礎年金1級受給者数について、それぞれ加算の可否を判断する。

(この場合、就労継続支援A型(10名)と就労継続支援B型(10名)各事業における障害基礎年金1級受給者数についてそれぞれ算定を行い、加算要件を満たした事業に加算。)

【重度者支援体制加算】

問2

前年度が旧法施設であり、今年度に多機能型事業所に移行した場合において、前年度の実績は当該加算の対象事業にそれぞれ加算するのか。

(例：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護実施の多機能型事業所)

(答) お見込みのとおり。前年度の旧法施設における実績が当該加算要件を満たしている場合、各対象事業にそれぞれ加算する。

(この場合、前年度の旧法施設における実績が当該加算要件を満たしていれば、就労継続支援A型と就労継続支援B型にそれぞれ加算。)

3 就労継続支援B型

【目標工賃達成指導員配置加算】

問1

多機能型事業所の場合、加算単位の利用定員はどうするのか。

(例：就労移行支援10名、就労継続支援B型10名、生活介護10名、計30名の多機能型事業所)

(答) 就労継続支援B型の利用定員における人員配置基準で判断し、要件を満たした場合に加算する。

(この場合、当該加算要件を満たした場合、就労継続支援B型の利用定員が10名なので、利用定員20名以下の加算(81単位)が適用される。)

【目標工賃達成指導員配置加算】

問2

目標工賃達成指導員について、資格等の制限はあるのか。

(答) 特に制限はない。各事業所において自らの事業内容等を勘案し、工賃引き上げに資する人員を配置していただくことで差し支えない。